

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十條 沖繩県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。

一 酒税 沖繩県の区域内にある酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条及び次条において同じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖繩の酒税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五十年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く。)に係る酒税の軽減に関する措置

二 六 省 略

2 5 10 省 略

(内国消費税等に関する特例)

第八十條 同 上

一 酒税 沖繩県の区域内にある酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条及び次条において同じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖繩の酒税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して四十九年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く。)に係る酒税の軽減に関する措置

二 六 同 上

2 5 10 同 上